

政友みらい行政視察報告書（平成26年6月24日～26日）

小暮博志

参加者：篠原 一世、大川圭吾、井川克彦、小暮博志 亀山春夫、斉藤弘、
山菅 直己、藤倉義雄、以上8名

24日(火)視察：北海道苫小牧市 『まちなか再生総合プロジェクト』について

説明：まちづくり推進室 まちづくり推進課
まちなか推進主幹 武田涼一

『まちなか再生総合プロジェクト』について

苫小牧市は人口約174,000人ですが、人口増加に伴う市街地の拡大整備やモータリゼーションの進展に伴う商業施設等の郊外立地、情報化社会の進展による消費者動向の変化等により、中心市街地の衰退に歯止めがかからず、抜本的な解決策が見出せない状況にあるとのこと。

平成21年度にプロジェクトチームを立ち上げる。

平成23年6月から平成25年度に、「CAP(まちなか再生総合プロジェクト)PROGRAM PART1」を策定。

平成26年5月から平成28年度に、「CAP(まちなか再生総合プロジェクト)PROGRAM PART2」を立ち上げ、PART1で着手した事業の普及、発展を目指す一方、事業のスクラップ&ビルドを取り組むと共にまちづくりに携わる人材の育成やネットワークの強化に着手しているとのこと。

以下、主な内容を述べる。

評価の指標として、①歩行者通行量 ②まちなか居住人口 ③路線バスの乗降客数 で、評価、診断。基本方針として、(1)にぎわいの創出 (2)公共交通の利便性向上 (3)まちなか居住の推進を上げ、進めている。

(1) にぎわいの創出

- | | |
|--------------------|-------------------------------|
| ・ ブランド戦略事業 | 新たな地域ブランドを創造 |
| ・ ライブラリーカフェ(仮称)の設置 | 拠点施設として、総合施設(まちなか交流センター)の開設 |
| ・ まちなか交流連携事業 | 天然温泉えを利用して、足湯、手湯が設置された施設 |
| ・ 苫小牧公式キャラクター PR作戦 | ”とまチョツツ” グッズの販売等PR活動 |
| ・ まちなかグルメ推進事業 | ホッキライスバーガーに続くまちなかグルメ(スイーツ等)開発 |
| ・ 共同駐車券システム構築事業 | (検討中) |
| ・ まちなかイベント開催 | ストリートダンス等の開催 |
| ・ 駅前整備事業 | 基本構想策定(平成26年-29年) 等 |

(2) 公共交通の利便性向上

- | | |
|-----------|-----------|
| ・ 循環バスノ導入 | |
| ・ 快速バスの導入 | 移動の利便性の向上 |

(3) まちなか居住の推進

- | | |
|----------------|---------------------------|
| ・ 市営住宅まちなか移転事業 | 一部(120戸)を移転 |
| ・ まちなか居住支援事業 | 賃貸住宅建設事業者への助成(100万/戸、30戸) |

苫小牧市もまちなか活性化のために色々な事業を積極的に進めており、勉強になりました。

25日(水) 視察：北海道札幌市 『子どもの権利条例』について 『子どもアシストセンター』について

説明：札幌市子ども未来局 子どもの権利救済事務局 事務局長 伊藤弘巳
札幌市子ども未来局 子ども育成部 子どもの権利推進課 課長 岩佐有三

『子どもの権利条例』について

札幌市は、人口約1,927,000人の大都市であり、北海道の約44%の人々が住んでいる。

子どもの権利条約は、1989年の第44回国連総会において採択され、1990に発効し、日本は1994年に批准しています。

札幌市は、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」を制定しているが、施行までには、以下の様に、6年を要したとのことでした。

2003年7月 子どもの権利条例の制定に取り組むことを明記。

2005年4月 「札幌市子どもの権利条例制定検討委員会」発足。

2006年7月 パブリックコメントを実施。3,504人の大人、子どもからの意見あり。

2007年2月 「札幌市子どもの権利に関する条例案」を議会へ提案。否決(反対35、賛成31)

2007年8月 札幌市子どもの権利条例検討会議設置

2008年2月 2回目のパブリックコメントを実施。383人の大人、子どもからの意見あり。

2008年5月 「札幌市子どもの権利にかんする条例案」を議会へ提案。継続審議。

2008年11月 名称を「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例案」で可決。
(賛成43、反対24)

2009年4月 「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例案」施行。

「札幌市子どもの権利救済機関(こどもアシストセンター)」開設。

この様な経過を経て、「子どもが毎日を生き生きと過ごし、自分らしく伸び伸びとして成長・発達していくことができるよう、子どもにとって大切な権利等について定めることにより、子供の権利の保障を進めることを目的とします。」を定めた条例が定められた、とのことでした。

『子どもアシストセンター』について

運営体制

- 設置日 ・ 平成21年(2009年)4月1日
- 組織体制 ・ 委員等 (救済委員2名:大学教授、弁護士)、調査委委員3名、相談員7名
・ 事務局4名
- 基本姿勢 ・ 「子どもの最善の権利」を判断基準。
・ 子どもが自らの力で次のステップを踏めるように支援。
- 対象 ・ 18歳未満の子ども。
- 相談時間帯 ・ 月～金 午前10時～午後8時
・ 土 午前10時～午後3時
- 相談方法 ・ 電話 ・ 電子メール ・ 面談

相談状況

平成23年(延べ4,186件、実件数1,191件)

平成24年(延べ3,925件、実件数1,197件)

人口から推測すると、佐野市でも札幌市の約1/16件が考えられる。(述べ件数約250件、実件数約80件)。子どもを主体に考え、相談できる、『子どもアシストセンター』は、参考にすべき体制と感じました。

